

Partner's public relations magazine

2014年10月発行

Vol.10

パートナーズ

会報誌

価格0円(税込み)

● 平成27年1月1日からの贈与税の仕組み

- 相続時精算課税
- 贈与税の税率構造

● 暦年課税の税額計算

改正 相続財産の譲渡所得の課税の特例

税制改正間近！

相続セミナー情報

備中国分寺五重塔（岡山県総社市）

<http://www.zei-partners.com>

今年も残りわずかとなりました

いつも会報誌をご愛読頂き、ありがとうございます。

今年の夏は、例年ほど暑くなく、雨がよく降りました。地域によっては、記録的な雨量を観測したところもありました。被害に遭われた方々におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今年も早いもので残り数カ月となりました。税理士法人パートナーズでは、少しずつ年末調整と確定申告の準備を進めております。税理士業界では、1年のうちで最も忙しくなる時期に入ります。年々、改善を図り、お客様にご面倒とお時間を取らせないよう、試行錯誤しております。確定申告の時期が参りましたら、こちらからご連絡を差し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

朝晩の気温差が大きく、体調を崩しやすい気候ではございますが、体調管理には充分にお気を付け下さい。今後とも、よろしくお願い申し上げます。



岡山本社
代表社員・税理士
川本 洋 かわもと 洋

平成27年1月より税法が改正されます

いつも会報誌をご覧いただき、ありがとうございます。

会員の皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか？

月日が経つのも早いもので今年も残すところあと3ヶ月、前回の会報誌から半年が経過いたしました。この間に会報誌等をご覧頂いてご質問のお問い合わせを多く頂きました。

やはり、内容として一番多かったものが、相続税の改正についての項目でした。

この会報誌でも幾度となくご案内させて頂いていた改正が平成27年1月から運用が開始されます。税務署とのやり取りの中でも、この運用開始に備えて体制を整えていることを確認しています。普段お会いすることが出来ない会員の皆様と私たちパートナーズを繋ぐ、大切な情報発信のツールとしてご活用していただければ幸いです。



山陰支社
代表社員・税理士
川原 康寛 かわはら やすひろ

消費税増税から半年が過ぎました

会員の方におかれましては、いつも大変お世話になっております。税理士法人パートナーズ松山支社の柳井です。

皆様いかがお過ごしでしょうか。夏も終わり、朝、夜は少し肌寒くなってきた今日この頃、体調にはお気を付け下さい。

さて、消費税が8%になって早、半年が経過しました。来年は10%まで引き上げられる予定です。消費税増税により資金繰りや損益計算も今まで以上に慎重に、そして計画的に進めていく必要があると考えております。また、相続税の増税もすぐそこまで来ております。今後の景気の動向が不透明なこの時代に税負担は、少しずつですが確実に増えています。そんな時代だからこそ私どもは、お客様にとって一番身近な生涯のパートナーとして、共に悩み、共に考え、お客様の繁栄に尽力していきたいと考えております。どんな些細な事でもお気軽にご相談下さい。



松山支社
代表社員・税理士
柳井 崇延 やない たかのぶ

お陰様で広島支社は一周年

このたびの広島市豪雨災害で被害に遭われた方々におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

昨年広島支社を開設しまして、この11月で丸1年となります。いろいろと至らない点もございましたが、お世話になった皆様には感謝の気持ちしかございません。引き続き皆様から、いづれもお気軽に、ご連絡いただけるような事務所を目指していきたいと思っております。

平成27年1月1日からの相続税増税を控え、皆様から相続や贈与に関するご相談をいただく機会が少しずつ増えております。相続税の基礎控除が40%引き下げられることにより、大きな財産はご自宅の土地建物だけ、といった方でも、来年以降は相続税が課税されてしまう可能性がございます。将来的な相続税課税の有無が気になる方は、税理士法人パートナーズまでご相談いただければと存じます。

朝晩の気温が少しずつ肌寒く感じるようになってまいりましたが、お風邪などひかぬよう、お身体にはお気を付けてください。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



広島支社
代表社員
公認会計士・税理士
中谷 有希 なかたに ゆうき

平成27年1月1日からの贈与税の仕組み

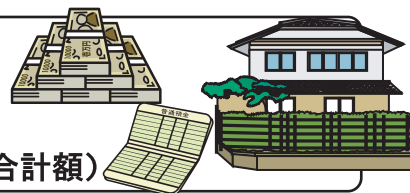
平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税についての改正ポイントを説明していきます。

改正
ポイント
その1

次のページで紹介

課税価格

(1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額)



適用要件を満たす場合

相続時精算課税を

【選択する】

相続時精算課税

① 贈与財産の価額から控除する金額

特別控除額 2,500万円

※前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した残額が特別控除額となります。

② 税率

(特別控除額を超えた部分に対して)

一律20%の税率

【贈与者の相続時に精算】

【相続税との関係】

贈与者が亡くなった時の、相続税の計算上での相続財産の価額に、相続時精算課税を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します。

その際、既に支払った贈与税相当額を相続税額から控除します。

(控除しきれない金額は還付されます)

【選択しない】

暦年課税

① 贈与財産の価額から控除する金額

基礎控除額 毎年110万円

※課税価格が110万円を超える場合は、申告が必要となります。

② 税率

(基礎控除後の課税価格に対して)

超過累進税率

改正
ポイント
その2

次のページで紹介

【相続税との関係】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。

ただし、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額（贈与時の時価）は加算しなければなりません。

※受贈者（財産の贈与を受けた人）は、贈与者（財産の贈与をした人）ごとに「相続時精算課税」を選択することができます。「相続時精算課税」を選択するためには、贈与税の申告書の提出期限までに、贈与税の申告書と相続時精算課税選択届出書を税務署に提出しなければなりません。

(注) 「相続時精算課税」を選択した場合は、その選択に係る贈与者から贈与により取得する財産についてはその選択をした年分以降、全て相続時精算課税が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

暦年課税の税額計算

1 贈与により一般贈与財産又は特例贈与財産のいずれかのみの財産を取得した場合

[基礎控除後の課税価格] × 税率(※) - 控除額 = 税額

贈与税の速算表

【一般贈与財産用】

区分	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

【特例贈与財産用】

区分	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

例 贈与により一般贈与財産500万円を取得した場合

500万円 - 110万円(基礎控除額) = 390万円(基礎控除後の課税価格)

390万円 × 20% - 25万円 = 530,000円

一般贈与財産用の
区分：400万円以下 一般税率 控除額 税額

(※)税率は、取得した財産に応じて、一般贈与財産の場合は一般税率を、特例贈与財産の場合は特例税率を適用します。

2 贈与により一般贈与財産と特例贈与財産を取得した場合

一般贈与財産に対応する金額：a × (A / C)

+

特例贈与財産に対応する金額：b × (B / C)

税額

A：一般贈与財産の価額
B：特例贈与財産の価額
C：合計贈与価額(A + B)

課税価格の基礎に算入される価額

a：合計贈与価額Cについて一般税率を適用して計算した金額
b：合計贈与価額Cについて特例税率を適用して計算した金額

例 贈与によりⅠ 一般贈与財産100万円とⅡ 特例贈与財産400万円(合計500万円)を取得した場合

500万円 - 110万円(基礎控除額) = 390万円(基礎控除後の課税価格)

Ⅰに対応する金額：(390万円 × 20% - 25万円) × (100万円 / 500万円) = 106,000円... 1

Ⅱに対応する金額：(390万円 × 15% - 10万円) × (400万円 / 500万円) = 388,000円... 2

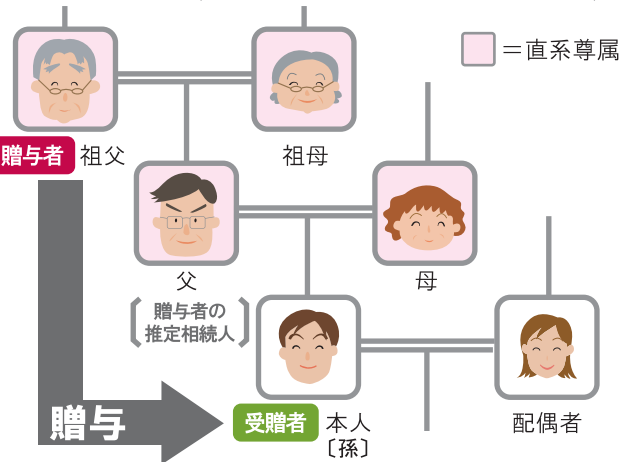
1 + 2 = 494,000円(税額)

直系尊属とは

直系尊属とは、父母・祖父母など自分より前の世代で、直線的に連なっている系統の親族のことです。そのため、直系尊属には養父母は含まれますが、叔父・叔母、配偶者の父母・祖父母は含まれません。

直系尊属からの贈与は「特例税率」で計算をします。

【参考】親族関係



改正
ポイント
その1

相続時精算課税

適用対象者の範囲の拡大など相続時精算課税の適用要件が変わります。



贈与者

【改正前】

贈与をした年の1月1日において
65歳以上の者

【改正後】

贈与をした年の1月1日において
60歳以上の者



受贈者

【改正前】

贈与を受けた年の1月1日において
20歳以上の者
贈与を受けた時において
贈与者の推定相続人

【改正前】

贈与を受けた年の1月1日において
20歳以上の者
贈与を受けた時において
贈与者の推定相続人及び孫

相続時精算課税の税額計算

[特別控除後の課税価格] × 20%(税率) = 税額

例

贈与により3,000万円の財産を取得した場合
3,000万円 - 2,500万円(特別控除額) = 500万円(特別控除後の課税価格)
500万円 × 20% = 100万円(税額)
(特別控除額については、贈与税のしくみの相続時精算課税①※参照)

改正
ポイント
その2

贈与税(暦年課税)の税率構造

最高税率の引上げや孫等が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率構造が変わります。

基礎控除後の課税価格	【改正前】 税率	【改正後】 一般税率 (一般贈与財産)(※) 特例税率 (特例贈与財産)(※)
～ 200万円以下	10%	10%
200万円超 ～ 300万円以下	15%	15%
300万円超 ～ 400万円以下	20%	20%
400万円超 ～ 600万円以下	30%	30%
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	40%
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	50%	45%
1,500万円超 ～ 3,000万円以下		50%
3,000万円超 ～ 4,500万円以下		55%
4,500万円超 ～		55%

※暦年課税の場合において、直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により財産を取得した受贈者(財産の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります)については、「特例税率」を適用して税額を計算します。
この特例税率の適用がある財産のことを「特例贈与財産」といいます。また、特例税率の適用がない財産(「一般税率」を適用する財産)のことを「一般贈与財産」といいます。

相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の改正について

相

続財産である土地等を、相続開

始日から3年10ヶ月以内に譲渡した

場合には、譲渡所得の計算上、譲渡し

た人が相続した、全ての土地等に対応

する相続税額を、その取得費に加算す

ることができるとの特例（相続税の取得費

加算）について、平成26年度税制改正に

よりその取得費に加算する金額が下

図のようになりました。

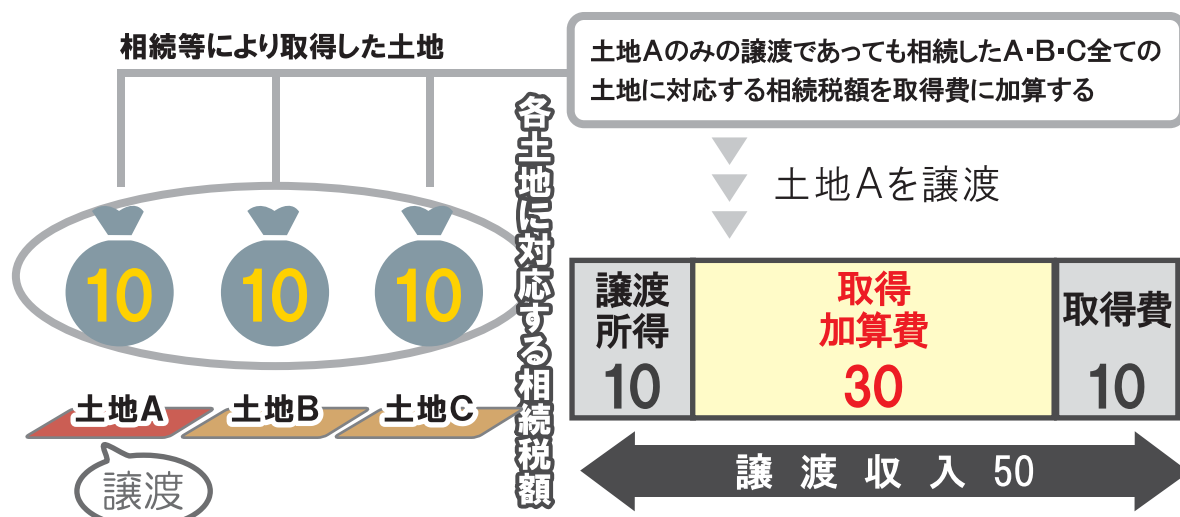
土地などの不動産の譲渡にかかる税金は、売却前遅くても売却時に税理士に確認をしておいた方が安心ですよ！



税理士 砂原 洋一

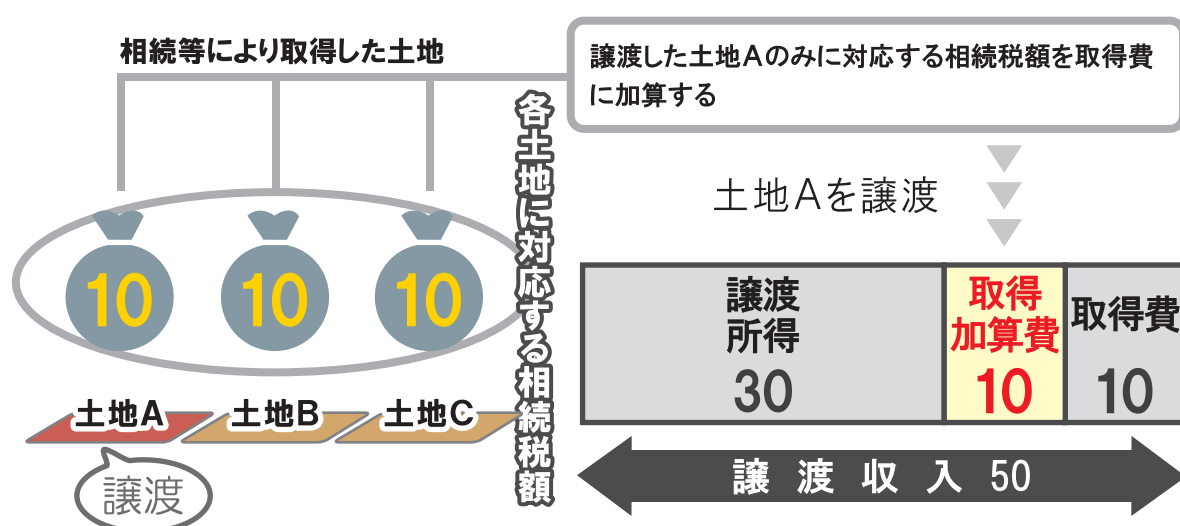
現在の制度

平成26年12月31日以前に発生した相続・遺贈により取得した土地を譲渡した場合



改正後

平成27年1月1日以後に発生した相続・遺贈により取得した土地を譲渡した場合



この特例の適用を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 相続等により財産を取得し、相続税が課税されていること
- (2) その財産を相続開始日から3年10ヶ月以内に譲渡していること
- (3) その譲渡をした年につき、一定の書類を添付し、申告期限までに確定申告書を提出していること

税制改正間近！ **6県11都市**

相続セミナー情報

平成27年1月1日以後、相続や贈与により取得する財産にかかる相続税や贈与税が改正されます。残りわずかの期間で各地域で改正点を踏まえた「相続セミナー」を開催します。

知っていれば得をするが、知らなければ損をするかもしれないポイントもありますので、是非、皆様の近くでの開催にはご参加ください。



**参加費
無料**



内容の詳細やお申込みは
お電話にて承ります

岡山本社：電話番号

086-246-4446

※各地区のセミナーの主催者は違います
※セミナー講師は地域により税理士法人パートナーズ所属の税理士が行います
※場所などの詳細は電話にてお問い合わせください
※諸事情により延期または中止になることがございます

これ一冊で現金贈与のすべてがわかる

贈与税の手引き

税理士法人パートナーズでは現金贈与の申告の仕組みについて、誰でも簡単にわかる「贈与税の手引き」を販売しています。現金贈与の注意点や仕組み・計算方法など分かりやすく解説し、各年度毎の申告書や書類一式を同封できるファイルにてご提供しますので、紛失などのトラブルも避けられます。一家に一冊、是非どうぞ！



**10,000円
税別**

**オ
ス
メ**

税理士 砂原洋一

パートナーズ会員募集

税理士法人パートナーズではただいま資産家向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞けない相続や贈与などの税務関連情報はもちろん、知っていて得するミニ情報までご提供します！

年会費・入会費
無料

特典

1

会報誌の発行

資産家向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えできる情報や意外と知られていない重要なものや知っていて得するもの、また資産家の方への相続・贈与関連の情報も掲載してお届けします。

◆会報誌は不定期での発行となります



特典

2

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成に関して幅広くお応えします。

◆無料相談は一般的な内容となります◆個別具体的な内容や書面を作成するものに関しては費用をいただきます
◆当社からの訪問でのご相談は交通費をいただきます



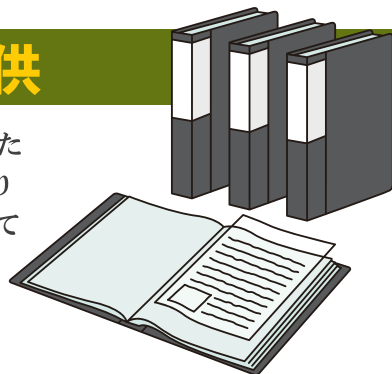
特典

3

税制改正・判決事例の提供

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■



会員の皆様の周りの方にも情報提供いたします！

会員の輪を広げよう！

ご入会だけでこちらのパートナーズ会報誌を送付いたします。もちろん入会費、年会費無料
皆様の周りで税務のことにご興味がある方がいらっしゃいましたら、是非入会を！

税理士法人パートナーズ

【岡山本社】 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL/FAX 086-246-4446/086-246-4406

【山陰支社】 鳥取県米子市加茂町2-204 米子商工会議所会館2階 TEL/FAX 0859-21-5169/0859-21-5179

【松山支社】 愛媛県松山市東本2丁目1-13-102 TEL/FAX 089-948-9441/089-948-9442

【広島支社】 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL/FAX 082-962-8885/082-962-8886